保険の世界ブランド「AXA」

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界55の国と地域のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。 アクサ フィナンシャル生命は、銀行・証券会社などの金融機関を通じた保険の窓口販売を中心に事業を展開し、日本における AXA の フィナンシャル・プロテクション事業の一翼を担っています。



アクサ フィナンシャル生命2007年度のKey Figures

ソルベンシー・マージン比率····················911.7% (2008年3月末)

※標記の格付けは2009年2月末時点の評価であり、将来 的には変化する可能性があります。

また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等に ついての保証を行なうものではありません。

情報提供とサービス



郵送で

●ご契約現況のお知らせ

ご契約ごとに毎年4回(1月・4月・7月・10月) ご契約内容(積立金額、ユニット・プライス、死亡 給付金額等)についてお知らせします。

●運用実績レポート

毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳 等についてお知らせします。

●変額個人年金保険(07)有期D2型 (特別勘定)決算のお知らせ

事業年度決算後(毎年7月末頃)、特別勘定 の運用実績や運用収支状況等について、 お知らせします。



アクサ フィナンシャル牛命 カスタマーサービスセンター



(土日祝日および12月31日~1月3日を除く)

- ●契約内容、特別勘定の運用状況について のご照会
- ●契約内容の変更や給付金請求等の各種 お手続き
- ●各種お問い合せ



インターネットで

アクサ フィナンシャル生命 ホームページ

http://www.axa-financial.co.jp

- ●会社案内、商品案内
- ●ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績
- ●「ご契約者さま専用インターネットサービス*」 によるご契約内容・積立金の照会
- *「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用 には事前の登録が必要です。

募集代理店からのご説明事項

- ●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引きに影響を及ぼすことは一切ありません。
- ●この保険はアクサ フィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって、元本保証はなく、預金保険 制度の対象とはなりません。

このご案内は、商品の概要を説明したものです。

変額個人年金保険(07)有期D2型のご購入に際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・ 約款」「特別勘定のしおり」をご覧の上で、変額個人年金保険の販売資格を持つ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相 談ください。

募集代理店

引受保険会社



アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

redefining / standards

〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 10F TEL 03-6911-9100 FAX 03-6911-9260 http://www.axa-financial.co.jp

お問い合せ窓口: カスタマーサービスセンター



0120-933-399 (無料)

9:00~18:00(土日祝日および12月31日~1月3日を除く)

AFL-B-2009-073-090213/FI 2009年4月作成



この商品は新規の販売を停止しています。

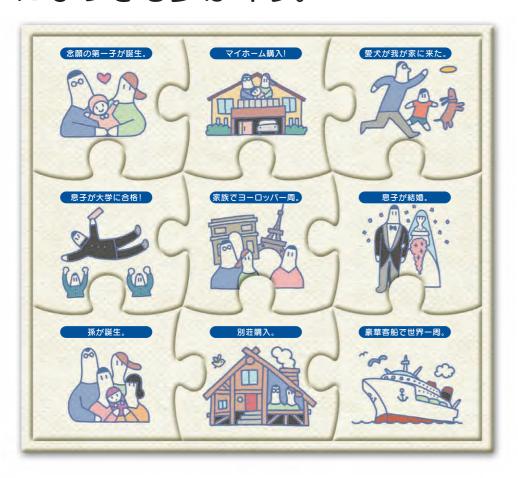
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用 の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。



redefining / standards

2009.04

いくつになっても夢は生まれる。 いくつになっても夢は叶う。



△ご注意いただきたい事項

変額個人年金保険の投資リスクについて

運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にともなう投資リスクがあ ります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがありま す。運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

諸費用について ※くわしくはP.13をご覧ください。

【積立期間中および年金支払期間中】

契約初期費:一時払保険料に対して5.0%

保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.3%

運用関係費:投資信託の純資産額に対して年率0.315%程度(税抜0.30%程度)

※運用手法の変更、運用資産総額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合)

年金管理費:年金額に対して1.0% ※将来変更される可能性があります。

基準保証金額について

基準保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。基準保証金額を 一括でお受け取りいただくことはできません。

用語の読替えについて

「商品パンフレット」では変額個人年金保険(07)有期D2型主約款に定める表記について、一部通称を用いております。 「ご契約のしおり・約款」等の表記とは異なっておりますのでご注意ください。

「商品パンフレット」での表記	「ご契約のしおり・約款」等での表記
ロールアップ保証金額	逓増保険金額 (基準保証金額の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年1%(単利)逓増金額を含む。)
ラチェット保証金額	最大契約応当日積立金額
特別勘定年金	保証金額付特別勘定年金



あなたの想いをかたちにしませんか。





『いつでも夢を』の特徴



すぐに受け取り!

積立期間は、最短1年から年単位で設定

△ 積立期間と年金支払期間の合計期間は20年間です。

↑ 年金支払開始日における被保険者のご年齢は、90歳以下である必要があります。

受け取りながらふやす!

特別勘定で運用しながら受け取る年金

△ 特別勘定の運用状況によっては積立金額がなくなる場合や、増加しない場合があります。

介 年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

゚゙ポイント

ふやして受け取り!

特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額は、 積立期間に応じて基本保険金額の101~110%を 最低保証

- △「ロールアップ保証機能」により、年1%(単利)ずつ基準保証金額が増加する期間は、積立期間 中のみで最長10年間です。
- △ 解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。



すぐに受け取り!

積立期間は、最短1年から年単位で設定

- ●ライフプランに合わせて、年金支払開始時期を、最短1年後から最 長17年後まで年単位でご選択いただけます。
- △積立期間と年金支払期間の合計期間は20年間です。
- △年金支払開始日における被保険者のご年齢は、90歳以下である必要 があります。

受け取りながらふや

特別勘定で運用しな

●年金支払期間中も特別勘定での運 年金受取総額がさらに増加する可

2

- △特別勘定の運用状況によっては積立金 ない場合があります。
- △年金支払期間中に積立金額がなくなっ 定での運用は行いません。

用を継続することにより、 能性があります。

がら受け取る年金

額がなくなる場合や、増加し

た場合には、それ以降特別勘

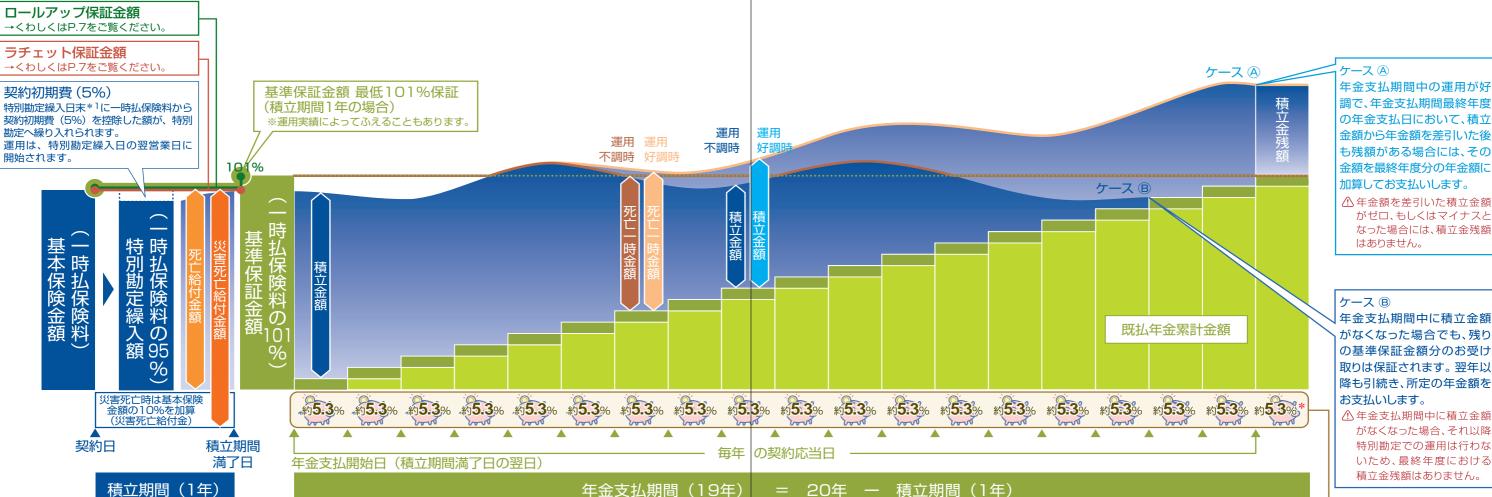
ふやして受け取り! ポイント

特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額 は、積立期間に応じて基本保険金額の101~110% を最低保証

- ●「ロールアップ保証機能」により、基準保証金額が、積立期間に応じて最低 101%から最大110%まで増加します。
- ●積立期間中の運用が好調な場合は、「ラチェット保証機能」により、基準保 証金額が増加する可能性があります。
- △「ロールアップ保証機能」により、年1%(単利)ずつ基準保証金額が増加する期間は、 積立期間中のみで最長10年間です。
- △解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。

● イメージ図(積立期間1年の場合) ● ※積立期間満了時において、ロールアップ保証金額(一時払保険料の101%)が

基準保証金額となった場合。



金額を最終年度分の年金額に 加算してお支払いします。 ←金額を差引いた積立金額

がゼロ、もしくはマイナスと なった場合には、積立金残額 はありません。

ケース ®

年金支払期間中に積立金額 がなくなった場合でも、残り の基準保証金額分のお受け 取りは保証されます。翌年以 降も引続き、所定の年金額を お支払いします。

⚠ 年金支払期間中に積立金額 がなくなった場合、それ以降 特別勘定での運用は行わな いため、最終年度における 積立金残額はありません。

*1「アクサ フィナンシャル生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営 業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ フィナンシ ャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日

※記載の図はイメージ図であり、将来の ※死亡時のお取扱いについてくわしくは ※年金をお支払いする際には、積立金額

P.11 をご覧ください。 から年金額を控除します。

基準保証金額とは?

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- ●年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の 「死亡一時金額」の、合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 年金支払開始日の基準保証金額は、右記のうち最も大きい金額となります。

⚠基準保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

△基準保証金額が最低保証されるのは、特別勘定年金でお受け取りいただく場合に限られます。

年金支払開始日における ロールアップ保証金額

年金支払開始日の直前の 契約応当日における ラチェット保証金額

年金支払開始日前日における 積立金額

●特別勘定年金額の算出方法

特別勘定年金額(円未満切上げ) = 基準保証金額 年金支払期間

(上記イメージ図の場合:積立期間1年、年金支払期間19年)

約5.3%* = (一時払保険料の101%) ÷ 19年

*上記のイメージ図に記載されている数値は一時払保険料に対する毎年の年金額の割合です。

資金がご入用となりご契約を解約する場合でも、解約払戻金額に解約控除はかかりません。

⚠解約払戻金額は、運用実績や諸費用等により一時払保険料を下回る場合があります。

積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

⋆いつでも夢を

(運用開始時期)

特別勘定

国内外の株式や債券等に分散投資されたバランスファンドで運用します。

△ 特別勘定の運用は主に投資信託に投資しますので、運用の際には投資リスクを伴います。 投資リスクについてくわしくは P.14 をご覧ください。

特別勘定名	世界バランス型	ÿ 30AF						
	外国株式		20%			日本株式	10%	
基本配分比率	外国債券(為替外国債券(為替		25%			日本債券	30%	
利用する投資信託	ステート・スト	リート4資産バラ	ンス30V	42〈適格	機関投資家	限定〉		
利用する投資信託の 運用方針	 ●当ファンドは下記の各マザーファンドを主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。したがって当ファンドでは、基本的に各マザーファンドを通じて日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資することになります。 ●当ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドは、それぞれ以下のベンチマーク(運用成果を判断するうえで基準とする指数)と連動する投資成果を目標とする運用を行います。 ●それぞれの資産の時価変動等に伴う基本配分比率の変化に関しては、資産ごとに一定の変動幅を設け調整を行います。 ●外国債券資産およびステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券の組入れに伴う実質的な組入外貨建資産のうち15%部分については、原則として為替へッジを行います。 							
	●外国債券資産					ザー・ファント		
	●外国債券資産			っては、原則		ザー・ファント		人れに伴う実
	●外国債券資産		※部分についます。 主な投資	ハては、原則 対象	として為替^	ザー・ファンド ヘッジを行いま	ਰ _.	人れに伴う実
利用する投資信託の	●外国債券資産 質的な組入外員	資建資産のうち150	光部分につい 主な投資・ト日本株式イ	Nては、原則 対象 'ンデックス・	として為替^ マザーファン	ザー・ファント ヘッジを行いま ド TOPIX	ベンチマーク	(れに伴う実配当込み)
利用する投資信託の 主な投資対象と ベンチマーク	●外国債券資産 質的な組入外額 日本株式	貨建資産のうち150 ステート・ストリー	※部分についます。 主な投資・ト日本株式イント日本債券イント	いては、原則 対象 'ンデックス・ 'ンデックス・	として為替^ マザーファン マザーファン	ザー・ファンド ヘッジを行いま ド TOPIX	ベンチマーク 東証株価指数	に伴う実 配当込み) 合指数
主な投資対象と	●外国債券資産 質的な組入外額 日本株式 日本債券	選達資産のうち150 ステート・ストリー ステート・ストリー ステート・ストリートタ	をおける また	いては、原則 対象 (ンデックス・ (ンデックス・ ックス・オーブ	として為替^ マザーファン マザーファン ン·マザーファン	ザー・ファンド ハッジを行いま ド TOPIX ド NO MSCI シティグ (除く日:	す。 ベンチマーク 東証株価指数i MURA-BPI 総合 コクサイ・インラ	に伴う実配当込み) 合指数 デックス
主な投資対象と	●外国債券資産。 質的な組入外額 日本株式 日本債券 外国株式 外国債券	資建資産のうち150 ステート・ストリー ステート・ストリー	をおける また	いては、原則 対象 (ンデックス・ (ンデックス・ ックス・オーブ	として為替^ マザーファン マザーファン ン·マザーファン	ザー・ファンド ハッジを行いま ド TOPIX ド NO MSCI ・ド シティグ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	マンチマーク 東証株価指数を MURA-BPI 総合 コクサイ・インラ (円ベース) レープ世界国債イ	に伴う実配当込み) 合指数 デックス ンデックス 円ベース)
主な投資対象と	●外国債券資産 質的な組入外値 日本株式 日本債券 外国株式 外国債券 (為替ヘッジあり) 外国債券 (為替ヘッジなし)	選達資産のうち150 ステート・ストリー ステート・ストリー ステート・ストリートタ	%部分についまな投資・ト日本株式イト日本債券イト日本債券イトト日本債券イトトリー	いては、原則 は対象 インデックス・インデックス・ ソクス・オープ ンデックス・マ	として為替^マザーファンマザーファンン・マザーファン?ザーファン	ザー・ファンド ハッジを行いま ド TOPIX ド NO (除 SCI シティグ (除 SCI シティグ (除 SCI	マンチマーク 東証株価指数を MURA-BPI総合 コクサイ・インラ (円ベース) レーブ世界国債イ 本、円ヘッジ・ レープ世界国債イ	に伴う実配当込み) 合指数 デックス (ンデックス 円ベース) (ンデックス

※特別勘定の種類、運用方針および運用協力会社は、将来変更になる場合があります。

で参考 参考指数とポートフォリオの推移 (契約初期費・保険関係費・運用関係費控除前、課税前)

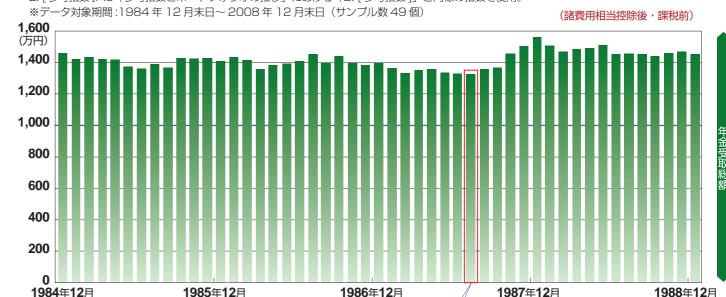


1984年12月 1986年12月 1988年12月 1990年12月 1992年12月 1994年12月 1996年12月 1998年12月 2000年12月 2002年12月 2004年12月 2006年12月 2008年12月

- ※ 1984年 12月末に 100 を投資した場合の各資産額の推移を示しています。
- 1. [算出前提条件] 世界バランス型30AFシミュレーションは、基本配分比率で参考指数を保有したポートフォリオ(月次リバランス)で、投資に係る費用および税金等は一切考慮しておりません。
- 2. [参考指数]・日本株式: TOPIX(東証株価指数配当込み)・日本債券: NOMURA-BPI総合指数・外国株式: MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)・外国債券(為替ヘッジあり): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)・ 外国債券(為替ヘッジなし): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ※データ対象期間: 1984 年 12 月末日~2008 年 12 月末日 ※データ出所: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社 (Copyright ©2009 lbbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)
- △本グラフは、上記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合の、ポートフォリオと上記の参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

(ご参考) 年金受取総額シミュレーション

- ●下記の算出前提条件をもとに組成した合成インデックスの累積収益率をもとに、『いつでも夢を』の「基準保証金額」「年金額」等の決定方法を用いて20年間運用したと仮定したシミュレーションにおける「年金受取総額」を、運用開始時期毎に棒グラフ化したものです。
- 1. [算出前提条件] 参考指数の過去の月次データに基づき、世界バランス型 30AF の基本配分比率と同様のポートフォリオを組成し、毎月末に基本配分 比率に戻したと仮定。契約初期費 (5%) を特別勘定繰入前に投資額(一時払保険料 1,000 万円)から控除し、保険関係費(年率 2.3%)および運用 関係費(年率 0.315%)相当額を月割りで控除。
- · 一時払保険料: 1,000 万円
- · 積立期間:] 年
- · 年金支払期間: 19年
- 2. [参考指数]P.5「参考指数とポートフォリオの推移」における「2. [参考指数]」と同様の指数を使用。



●年金額・既払年金累計金額・積立金額の推移(運用対象期間:1987年7月末日~2007年7月末日) 「年金額」「既払年金累計金額」「積立金額」の推移をイメージしていただくための例として、上記の49個のシミュレーションのうち、最も低い運用成果を示した1987年7月末日を起算日とする20年間のデータを抽出し、表示したものです。 (万円未満四捨五入)

●イメージ図● ※積立期間中の運用が不調で、ロールアップ保証金額が基準保証金額になった場合を例示しています。



※データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社 (Copyright ©2009 lbbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

△本グラフは、上記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のシミュレーションを、事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

5

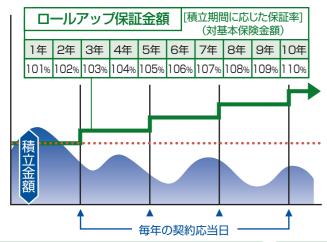
積立期間満了日

ロールアップ保証機能とは...

運用実績にかかわらず、基準保証金額を、毎年1% (単利)増加させる機能です。

- ●運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険 金額(一時払保険料)に対して年1%(単利)増加します。 (最長10年間)
- ●ご契約時におけるロールアップ保証金額は、基本保険金額 (一時払保険料)と同額です。
- ⚠ ロールアップ保証機能により、基準保証金額が増加する期 間は積立期間中のみで最長10年間です。
- ⚠ 一部解約を行った場合には、ロールアップ保証金額も、積立 金額と同一割合で減額されます。

●イメージ図●



● イメージ図(積立期間10年の場合) ●

準保証金額となった場合。

基本保険金額

時払保険料

※積立期間満了時において、積立期間中に到達した

ラチェット保証金額(一時払保険料の115%)が基

契約初期費

一時払保険料の5%が控除されます。

特別勘定繰入額

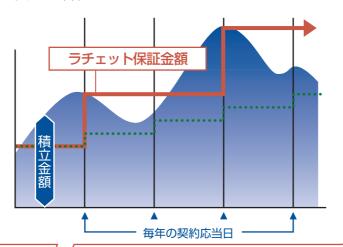
時払保険料の95

ラチェット保証機能とは...

運用実績が好調な場合に、積立金額の増加に応じて、基準 保証金額を年1回増加させる機能です。

- ●毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それ までに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれ か大きい金額を適用します。
- ●ご契約時におけるラチェット保証金額は、基本保険金額 (一時払保険料)と同額です。
- ●ラチェット保証金額は、毎年の契約応当日に1円単位で見直 され、上昇に上限はありません。
- ⚠ 一部解約を行った場合には、ラチェット保証金額も、積立金 額と同一割合で減額されます。

●イメージ図●



(ご参考) 特別勘定年金額の算出方法

●下表は、ロールアップ保証機能の効果についてご理解いただくために、各積立期間経過後に、ロールアップ保証金額が 基準保証金額となった場合の基準保証金額と、その場合の年金額を表示しています。(年金額は千円未満を切捨てて表示。)

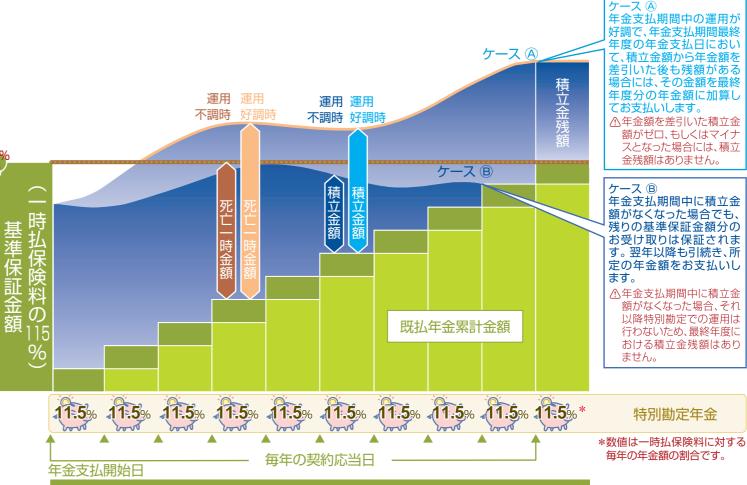
	積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
一時払 保険料	年金支払期間	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年
	一時払保険料に対する 毎年の年金額の割合	約 5.3%	約 5.6%	約 6.0%	6.5%	7.0%	約7.5%	約8.2%	9.0%	約 9.9%	11.0%
200	ロールアップ保証金額が 基準保証金額となった場合	202 珊	204 蹄	206 珊	208 珊	210 跚	212 珊	214 溯	216 姍	218 姍	220 珊
万円	年金額 [最低保証額]	10.6	11.3	12.1	13.0	14.0	15.1	16.4	18.0	19.8	22.0 洲
500	ロールアップ保証金額が 基準保証金額となった場合	505 珊	510 跚	515 珊	520 珊	525 珊	530 께	535 洲	540 丽	545 洲	550 珊
万円	年金額 [最低保証額]	26.5 洲	28.3 洒	30.2 洒	32.5 洒	35.0 洒	37.8 丽	41.1 珊	45.0 珊	49.5 丽	55.0 河
1,000	ロールアップ保証金額が 基準保証金額となった場合	1,010	1,020 洒	1,030 洒	1,040	1,050 珊	1,060	1,070 7円	1,080, 研	1,090	1,100 元円
万円	年金額 [最低保証額]	53.1	56.6	60.5	65.0	70.0 洒	75.7	82.3 研	90.0	99.0	110.0 加

※計算例(一時払保険料 1,000 万円、積立期間 1 年の場合)

年金額「最低保証額」 = ロールアップ保証金額が基準保証金額となった場合 ÷ 年金支払期間

÷ 19年 53.1 万円 1.010万円

⚠年金額の計算に際し、積立期間中に確定するラチェット保証金額、および積立期間満了時における積立金額については、考慮しており ません。仮に運用が好調で、ラチェット保証金額、または積立金額が基準保証金額となった場合には、上記の年金額[最低保証額]は増加 します。



年金支払期間中の運用が 好調で、年金支払期間最終 年度の年金支払日におし て、積立金額から年金額を差引いた後も残額がある 合には、その金額を最終 年度分の年金額に加算し

額がゼロ、もしくはマイナ スとなった場合には、積立

年金支払期間中に積立金 額がなくなった場合でも、 残りの基準保証金額分の お受け取りは保証されま す。翌年以降も引続き、所 定の年金額をお支払いし

△年金支払期間中に積立金 額がなくなった場合、それ 以降特別勘定での運用は 行わないため、最終年度に おける積立金残額はあり

年金支払期間(10年) = 20年 - 積立期間(10年)

災害死亡時には基本保険金額の10%を加算(災害死亡給付金)

契約日 毎年の契約応当日

積立期間(10年)

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。 ※死亡時のお取扱いについてくわしくは P.11 をご覧ください。 ※年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。

年金支払期間中の運用か

好調で、年金支払期間最終

年度の年金支払日におし て、積立金額から年金額を

差引いた後も残額がある

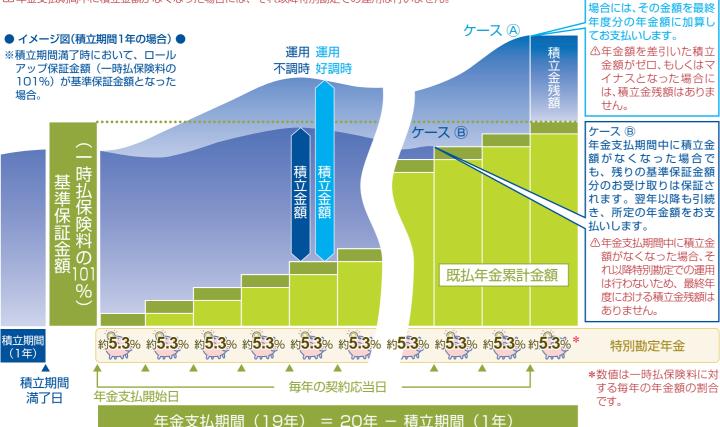
特別勘定年金とは

年金支払開始後も特別勘定による運用を継続しながら、お受け取りいただく年金です。年金受取 総額は、積立期間に応じて基本保険金額(一時払保険料)の101~110%が最低保証されてい ます。

●積立期間満了日に確定した基準保証金額をもとに算出した年金額を、年金支払期間中お受け取りいた だきます。

●年金額は、「基準保証金額÷年金支払期間(円未満切上げ)」となります。

△年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

※死亡時のお取扱いについてくわしくは P.11 をご覧ください。

※年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。

年金支払期間中の運用が好調な場合

- ●年金支払期間最終年度における契約応当日時点で、積立金額から最終年度分の年金額を差引いた後も残額がある場合には、最 終年度分の年金額に加算してお支払いします。
- ●毎年の年金支払日前日における積立金額が、それまでの基準保証金額を上回った場合には、その時点の積立金額を新たな基準 保証金額として適用し、年金額も見直し後の基準保証金額をもとに再計算されます。
- △運用が不調で年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行わないため、その後の基準保証金額の見直しや最終年度 における積立金残額はありません。

年金支払期間の短縮・延長

- ●年金支払開始日を変更し積立期間を延長・短縮することにより、年金支払期間を短縮・延長することができます。
- ●積立期間は、契約日を起算日として最短1年、最長17年まで1年単位で延長・短縮することができます。
- ●積立期間の延長・短縮後も特別勘定での運用を継続します。また積立期間延長の場合、引続きロールアップ保証金額、ラチェット 保証金額の判定を行います。
- △ 積立期間の延長をする場合、年金支払開始日における被保険者のご年齢が90歳以下である必要があります。
- △ 積立期間の延長は変更前の年金支払開始日の10営業日前までに、積立期間の短縮は変更後の年金支払開始日の10営業日前までに、アクサ フィナンシャ ル生命の本社が請求書類を受付けた場合に限ります。
- △本商品において最低保証されるのは、年金支払開始日以後における既払年金累計金額と、被保険者がお亡くなりに なった場合の死亡一時金額の合計額です。
- △ 午金受取総額保証には積立期間と年金支払期間の合計期間が20年間である必要があります。

特別勘定年金のお受け取り

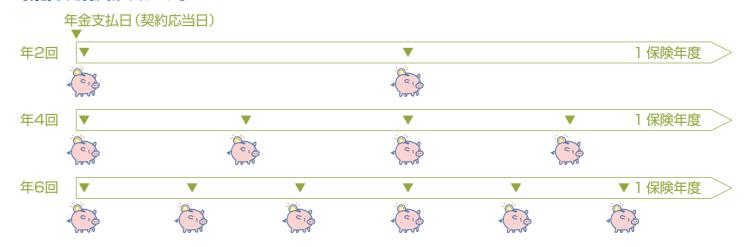
年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、2年目以降の年金支払日は毎年の契約応当日となります。また、年金の 受取方法は年 1 回のお受け取り以外に、以下の「分割でのお受け取り」または「年金支払日の任意指定」のいずれか をご選択いただくこともできます。

1. 分割でのお受け取り

年金を、分割してお受け取りいただくことができます。

- ●分割回数は、年2回、4回、6回のいずれかからご選択いただけます。
- ●年6回の場合に限り、奇数月受け取り(年金支払月:1月·3月·5月·7月·9月·11月)か偶数月受け取り(年金支払月:2月· 4月・6月・8月・10月・12月)をご選択いただくこともできます。
- △分割でのお受け取りをご選択された年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ フィナンシャル生命所定の利率 で据置かれます。
- △ 分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
- △分割でのお受け取りをご選択された場合は、年金支払日の任意指定はできません。

●分割でのお受け取りのイメージ●



2. 年金支払日の任意指定

年金支払日を、指定する任意の日に変更することができます。

- ●任意で指定する場合の年金の支払日は、年2日までご指定いただけます。
- △年金支払日の任意指定をされた年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ フィナンシャル生命所定の利率で据
- △分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15.000円以上である必要があります。
- △年金支払日の任意指定をご選択された場合は、分割でのお受け取り(年2回、4回、6回)はできません。

●年金支払日の任意指定のイメージ●

年金支払日(契約応当日)

任意指定 \blacksquare 1保険年度 (例)誕生日、 (例)クリスマス等 結婚記念日等

年金の種類の変更(一般勘定年金への移行)

- 契約日から5年以上経過している場合に限り、積立金額をもとに、特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変
- ●年金の種類は、「確定年金(5年~40年、1年単位)」「保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「保 証期間付夫婦連生終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「一時金付終身年金」からご選択いただけます。 (年金の種類の変更についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)
- △年金額が10万円未満となる場合には、上記のお取扱いはできません。
- △年金額の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、年金支払 開始時に一時金でお支払いします。
- △年金の種類の変更後の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始 時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されます。

なお、年金の種類の変更をした場合、年金受取総額の最低保証はなくなります。

⋆いつでも夢を

死亡保障

		給付金名称	給付金額	給付金受取人
建 立即問	年金支払開始日前に 死亡された場合	死亡給付金	被保険者がお亡くなりに なった日における右記のう ち最も大きい金額をお支払 いします。	死亡給付金受取人
積立期間	年金支払開始日前に 所定の不慮の事故や 所定の感染症により 死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算した金額をお支払いします。	光上和13並又以入
年金支払期間		死亡一時金	基準保証金額が最低保証されます。 被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお支払いします。 基準保証金額から 既払年金累計金額を 控除した金額	年金受取人*]

- *1 年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお支払いします。
- ※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における 基本保険金額となります。

年金支払特約

死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。

△この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。

将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。

△ 責任開始の日から2年以内の自殺等、死亡給付金等をお支払いできない場合があります。この場合、被保険者がお亡くなりになった日末の積立金額をお支払いします。

ご契約の解約等のお取扱い

積立期間中(ご請求者:ご契約者)

解約

一部解約

- ●アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日(解約日)末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
- ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
- ●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。
- 一切所引用水立朗でしてはたいにたさ、てい立朗での文リ取りいにたけるり。
- ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、ロールアップ保証金額、 ラチェット保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。
- △一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が 50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取扱いできません。

年金支払期間中(ご請求者:年金受取人)

年金の一括支払

基準保証金額の

(積立金額の一部解約)

減額

- ●アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
- ■減額後の基準保証金額をご指定いただきます。
- ●基準保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する解約払戻金額をお支払いします。
- ●基準保証金額の減額をした場合、アクサフィナンシャル生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日を基準として、減額前の基準保証金額に対する減額後の基準保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。
- △減額後の年金額は、減額後の基準保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、積立金額と同一割合で減額されます。
- △減額後の基準保証金額が50万円未満となる場合には、基準保証金額の減額のお取扱いはできません。

△「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「基準保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

税務のお取扱い

ご契約時

●お払込みいただいた保険料

一時払保険料 一般の生命保険料控除の対象となります。

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込み方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者、もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

積立期間中

●解約時に差益が発生した場合にかかる税金

	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
所和1左址 	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税

●死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)のお受け取り時にかかる税金

	契約形態				りいただく場合
ご契約者	被保険者	死亡給付金	一時金でお受け取りいただく場合	※被保険者が生存さ 支払特約」を付加し	れている間に「年金 」た場合に限ります。
	"AFTIZE	受取人		年金受取開始時	年金受取時
本人	本人	配偶者	相続税*1	相続税*1*2	=======================================
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税	なし	所得税(雑所得)、 住民税
本人	配偶者	子	贈与税	贈与税*2	111000

- * 1 ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人の場合、他の死亡保険金と合算のうえ「500万円×法定相続人数」が非課税扱いとなります。(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます。)<相続税法第12条>
- *2支払事由が発生した時点で、年金受給権の評価額が相続税または贈与税の課税対象となります。(被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合に限ります。)<相続税法第24条>

年金支払期間中

●年金のお受け取り時にかかる税金

F金額 所得税(雑所得)、住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。<相続税法第24条>

●年金の一括支払時にかかる税金

差益 所得税(一時所得)、住民税

●死亡一時金のお受け取り時にかかる税金

	契約形態			年金でお受け取りいただく場合		
ご契約者	被保険者	 年金受取人	一時金でお受け取りいただく場合	※被保険者が生存さ 支払特約」を付加し	れている間に「年金 」た場合に限ります。	
				年金受取開始時	年金受取時	
本人	本人	本人→相続人	相続税*3	相続税*3*4	所得税(雑所得)、	
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税	なし	住民税	

- *3 相続税法第12条は適用されません。
- *4年金でお受け取りいただく場合、ご契約者と年金受取人が異なる場合には、支払事由が発生した時点で年金受給権の評価額が相続税の課税対象となります。(被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合に限ります。)<相続税法第24条>

│ご参考│相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」

| 年金受給権取得時において、支払事由が発生しているものについては、以下のように評価されます。

※被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合で、確定年金を選択した場合に限ります。

残存年金支払期間	5年以下	5年超10年以下	10年超15年以下	15年超25年以下	25年超35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

△記載の税務のお取扱いは、平成21年2月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

11 |

⋆いつでも夢を

ご契約のお取扱い

被保険者のご契約年齢	15歳~80歳(契約日	日における満年齢)			
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円/最高	最低200万円/最高5億円/1万円単位 ※アクサフィナンシャル生命を引受保険会社とする他の変額個人年金保険と通			
保険料払込方法	一時払				
告 知	職業告知のみ(医師)	こよる診査は不要)			
責任開始日		たは「アクサ フィナンシャル生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 上の保障(責任)が開始されます。			
契 約 日	責任開始日 ※この	日を基準としてご契約年齢や積立期間等を計算します。			
特別勘定繰入日	8日目(アクサ フィ:	マル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めてナンシャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日 保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。			
積立期間	1年~17年(年単位)			
年金支払開始年齢	被保険者年齢+積立	期間 ※年金支払開始年齢は90歳までとなります。			
年金受取人	ご契約者または被保	 険者			
後継年金受取人	年金受取人以外の被	保険者、または被保険者の親族			
年金の種類	特別勘定年金				
年金支払期間	20年-積立期間	※積立期間と年金支払期間の合計は20年間となります。			
	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。 ※ご契約時は確定年金(年金支払期間:5·10·15·20·25·30·36年のいずれか)から選択可能。			
付加できる特約	年金支払移行特約	契約日から3年以上経過し、かつ年金受取開始日前であれば、この特約により、その時点の積立金額をもとに、確定年金(年金支払期間:5年~40年)に移行することができます。			
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。			

諸費用

この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

ご契約時

項目		費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から 控除します。

積立期間中および年金支払期間中

	項 目		費 用	で負担いただく時期
保険関係費 保証、災害列		既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率 2.3%	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から 控除します。
			投資信託の純資産額に対して 年率 0.315% 程度 (税抜 0.30% 程度)**	特別勘定にて利用する投資信託における純資 産額に対して左記割合(率)を乗じた金額の 1/365を、毎日、投資信託の純資産額から 控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがいまして、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中 ※年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

項目		費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

*年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

介で留意いただきたい事項

投資リスクについて

- ・この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動と 為替変動等にともなう投資リスクがあります。
- ・特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
- ・特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサフィナンシャル生命、アクサフィナンシャル生命の募集代理店および第三者が、ご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。

ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサフィナンシャル生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

アクサ フィナンシャル生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820「月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時 〜正午、午後1時〜午後5時」ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/)までお問い合せください。

この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサフィナンシャル生命のカスタマーサービスセンター [TEL 0120-933-399 平日 9:00 ~ 18:00(土日祝日および 12月31日~1月3日を除く)] までお問い合せください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサフィナンシャル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサフィナンシャル生命が承諾したときに、有効に成立します。

13